

平成 29 年度定例監査意見書

概ね適正に執行されているが、以下のことについて更に留意いただき、事務事業の執行にあたられたい。

1. 効果的な町政運営について

(1) 総合計画と個別計画の整合性確保について

平成 30 年度から 10 年間の町政運営の指針となる第 6 次総合発展計画の策定作業を進めている。ワークショップの開催など町民参画に意を用い、策定自体を自律したまちづくりへと連動させていることに高く評価したい。

また、平成 30 年度を初年度とする教育振興計画や環境基本計画など個別計画の策定も総合発展計画と同時進行で進められている。

総合発展計画が 3 月議会で審議されるにしても、早期に基本構想の骨格あるいは基本目標を提示することで、個別計画が上位計画である総合発展計画との整合性を確保するとともに、平成 30 年度予算の根幹とすべきである。

(2) 事前評価の検討について

事務事業に数値目標を掲げ進行管理に期しているほか、山形市直行バス運行事業等において実験事業実施後に事業化するなど、効果的、効率的な町政運営に努めている。一方、山形市直行バス駐輪場が整備されても利用されていない、朝日自然観ロッジしらくらのグリーンシーズンの利活用計画がないといった事例がみられた。

最小の費用で最大の効果をあげるためにも、新行財政改革プラン策定の中で、社会実験事業による有効性の検証、モニタリングの実施、投資効果の測定などを踏まえた事前評価の実施を検討されたい。

2. 人材の育成、確保について

職員が変わり住民が変われば町は確実に発展すると言われる。職員が誇りと意欲をもって創造的で能率的な業務に従事することが基盤となる。職員の平均年齢が若いといった人事管理における構造上の課題がみられることもあり、多様な面での環境整備が緊要である。

(1) 職場環境の改善について

職員の健康維持がすべての前提であるが、多くの部署において時間外勤務が常態化している。また、年次有給休暇の取得が県内で最低レベルにあり、加えて振替休日の消化が進まない実態が確認された。業務の見直しや特殊事情を踏まえた職員体制の整備等を図り、時間外勤務の縮減や振替休日の完全かつ早期取得の着実な進展を要望する。

(2) 人材の育成について

職員の資質向上、意識改革が町勢発展の原動力である。体系的な研修とともに各所属における業務執行及びブランディングチームの活動を通じての能力開発が有効であることから、その機会を重視すべきである。委員会等の開催や業務の委託における問題提起、現場に直結している強みを活かした国や県への施策等の提案、ブランディングチームへの課題付与や町民との対話による業務改善などが考えられる。一つの実現が喜びとなり、次なる行動へと好循環していくことを期待する。

3. 総合性の発揮について

当町においては、人的資源も含め優れた資源を数多く有しているほか、先駆的な施策も積極的に展開されている。しかしながら、規模が小さいことや面的な広がりには欠けるといったことから持てる力を発揮し得てない側面もある。

このため、民と官、県・市町村の壁を廃し、縦割り行政を是正し施策の融合を図り、より大きな効果や新たな価値の創出に取り組むことが求められている。

(1) 新規就農者支援対策について

移住から定着までの各段階における手厚い施策が個別に講じられているものの、全体像が見えず優位が伝わらない。生活から経営にわたる一連の取り組みを一つの施策として打ち出すとともに、ガイドブックを作成しホームページや農業人フェア等での活用について検討されたい。

(2) 地域防災力の向上について

各集落において、自主防災組織の立ち上げとともに防災行政無線が整備され、加えて今年度、防災マップが全戸配布されるなど形の上では地域の防災力は格段に向上した。今後、この力が真に地域の安全安心の確立に寄与するためには、地域住民一人ひとりの主体的な行動に結びつくことが肝要となる。

なお、集落の自律性の高い運営を目指し、地域提案型事業や雪対策等の推進の外、新たに集落振興計画の策定をモデル的に進めている。この地域住民が全員参加型で策定する振興計画と防災活動が融合することで実体が構築されることから、各集落における実践活動を期待する。

(3) 地域教育力の発揮について

未来を担う子どもの健全な育成を最重要課題として位置付け、諸施策を展開していることに敬意を表したい。社会が複雑多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校だけが役割と責任を負うのではなく学校、家庭、地域が一体となった取り組みが不可欠となっている。

こうした中、コミュニティ・スクールが検討されているが、構築に当たって

は当町の大きな財産である公民館を核とした地域の力との連携に意を用いて欲しい。

また、現在、放課後児童クラブとともに放課後子ども教室がボランティアの力を借りながら運営されている。放課後児童クラブが小学校と隣接する形で整備される機に、プログラムの共有化など有機的な運営による相乗効果を期待する。

(4) 広域行政の展開について

県や市町村の枠を超えて連携した取り組みは、資源の有効活用、スケールメリットの発揮など効果的、効率的な行政運営に資することから一部事務組合における事務事業のみならず交通や観光など多様な分野で推進されている。今後とも広域的な行政課題について、精力的に研究し実行に移行することを期待する。

例えば、病院にあっては、広域的な視点に立った機能の発揮と連携の推進が期待される。また、情報システムなど高度な専門性が求められる機能や要員については、広域的な整備が求められる。

4. 指定管理者制度について

(1) ガイドラインの整備について

指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウ等を活用することにより住民サービスの質的向上を図り、施設設置の目的を効果的、効率的に達成するもので、当町においても多くの施設において導入されている。

しかしながら、制度を導入する際の事務手続き及び導入後の運用に関する基本的事項（休館中における指定管理料の取り扱い等も含む）をまとめたガイドラインが整備されていないことから早期の作成が望まれる。

(2) 検証について

指定管理者による管理運営が協定及び仕様書等に従い適正かつ確実に実施されているかを確認、検証し、サービス水準の維持向上を図るため、利用者アンケートの実施などのモニタリング並びに施設所管課による評価を、ガイドラインの整備を待たずに実施されたい。

また、高齢者生産活動センターにおける草刈作業や保育園における警備業務は指定管理者の管理に帰属すると思料されることから、疑義が生じないよう協定書において管理に係る区域や業務の範囲を明確にされたい。

5. リスクマネジメントについて

自然災害や感染症等の外部要因によるもの、事故や法令遵守及び倫理に反する事件等の内部要因によるもの、加えてミサイル発射やソーシャルメディ

アの普及等による新たなリスクの発生が危惧される。こうした多様なリスクに対し住民の生命と生活の安全を守り、行政への信頼を得ながら業務を遂行することが求められる。

このたびの地方自治法の改正で、地方公共団体の事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して自らコントロールする取り組み、すなわち内部統制制度が都道府県及び指定都市には義務、その他の市町村は努力義務とされた。

当町におけるリスクマネジメントについては、自然災害及び情報システムに対する危機管理が主となっている。なお、教育委員会における危機管理は、内部統制制度の概念を一部取り入れたものとなっている。

当面は、各課において担当する事務について、過去における事故やヒヤリハットの事例等を参考にリスクの洗い出しと優先度の決定、リスクへの対応策について作業を開始することを要望する。

6. 利用者負担について

行政サービスについては、健全財政を維持しつつ行政と民間との役割分担を明確にするとともに、選択的な行政サービスの費用についてはその受益者に応分の負担を求めることとなる。その際、負担額等が決定される過程や根拠を明らかにし住民との共通認識を得ることが重要である。

今般、補助金について、かかる視点から見直し作業を実施したことについて高く評価するものである。

なお、特別支援学校通学支援、自力で移動が困難な方に対する支援のあり方については、各種通学支援やデマンドタクシー等の関連制度とも考慮した検討、町営賃貸住宅の退去時における現状回復の費用負担については国土交通省のガイドライン（民間賃貸住宅適用）を斟酌した検討を要望する。